

“食の拠点”十勝”発信キャンペーン事業～十勝の地域資源 PR 事業～

委託業務企画提案指示書

北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課

1 委託する業務名

“食の拠点”十勝”発信キャンペーン事業～十勝の地域資源 PR 事業～委託業務

2 委託業務の目的

十勝総合振興局では、「フードバレーとかち」や「北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区」を展開する“食の拠点”十勝”を国内外に効果的に売り込むため、十勝を代表する郷土料理の「豚丼」をシンボルに位置づけ、振興局の名称を「北海道とかち豚丼振興局」に改称するという架空の設定のもと各種取組を実施してきた。

本事業では、この取組をさらに進め、民間の情報発信のノウハウを活用することにより、十勝の地域資源をより効果的にPRしていく事を目的とする。

なお、本業務は緊急雇用創出推進事業を活用し実施するものとする。

3 委託業務の内容

本業務においては、「とかち食推進室」が実施している、産学官金連携による「食の総合産業化」の取組と連携しながら、十勝の地域資源をPRする。

(1) 十勝の地域資源情報発信事業

「とかち豚丼振興局」のホームページをリニューアルし、動画の掲載等によるPRコンテンツの充実や、十勝の地域資源をまとめたDVD等の情報発信媒体の作成等、十勝の地域資源を効果的にPRする取組。

【事業実施イメージ】

- ・「とかち豚丼振興局」の期間限定特設ページを開設。動画掲載等、ネット媒体をより効果的に活用して十勝の地域資源を幅広くPRする。
- ・十勝の地域資源をまとめたDVD等の情報発信媒体については、十勝企業の進出が著しい東南アジア等のPRに対応可能なものを作成すること。
- ・その他、イベント、パンフレット作成、PR動画作成等、柔軟な発想で十勝の「食」や「モール温泉」などの地域資源について幅広く情報発信してもらう。

(2) 「ぶたどんまん」を活用した十勝の地域資源PR

十勝管内・管外で開催されるイベント等において、「ぶたどんまん」を活用した十勝の食等のPRプロモーションを実施。また、「ぶたどんまん」を活用したグッズ（例えば、ぬいぐるみやTシャツ、ポロシャツ等）を開発し、イベントや観光スポット等で活用することにより効果的な十勝の地域資源PR方法を企画、事業を実施。事業実施後にアンケートや調査を行いPR効果を検証。

【事業実施イメージ】

- ・管内、管外の各種イベントに「ぶたどんまん」が参加して、十勝の地域資源についてPR活動する。
- ・「ぶたどんまん」グッズを開発し、イベント来場者に配布する等、PRに活用する。

(3) 「食の拠点」発信フォーラムの開催

「うどん県」事業を実施している香川県関係者と全国的な「さぬきうどんブーム」のきっかけを作った関係者を招聘し、講演会等を実施する。

【事業実施イメージ】

- ・平成26年3月中旬を開催時期として、とかちプラザ等で講演会を実施する。
- ・参加者の対象を考え、効果的に講演会の宣伝・集客を行う。
- ・事業実施後に参加者の感想等、効果を検証する。

(実施スケジュール(目安))

| 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | | | | | | | | |
|--|----|-----|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | |
| 契約 | | 報告書 | 契約 | | | | | | | | | | 報告書 |
| 十勝の地域資源情報発信事業 (「とかち豚井振興局」HPリニューアル、PR媒体作成等) | | | | | | | | | | | | | |
| 「ぶたどんまん」を活用した十勝の地域資源PR (イベント参加、グッズ開発等) | | | | | | | | | | | | | |
| 食の拠点発信フォーラム (3月中旬開催予定) | | | | | | | | | | | | | |

4 委託期間

契約の日から1年間(契約予定日 平成26年1月29日)

ただし、契約は、年度毎に行うこととし、平成25年度の契約は、平成26年3月31日を契約終了日とし、平成26年度の契約は平成26年4月1日を契約締結日とすることとする。

5 概算事業費

18,945千円(平成25年度6,281千円、平成26年度12,664千円)(消費税及び地方消費税額を含む)

6 雇用に関する条件

本業務は、現下の厳しい雇用情勢に鑑み、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出及び人材の育成を図ることを目的に「緊急雇用創出推進事業」の一環として実施するものであることから、業務の実施に当たっては、次の雇用に関する要件を満たす必要があります。

(1) 雇用等の計画

ア 本業務で新たに雇用・就業されることとなる従事予定者の雇用、就業期間と予定者数
平成25年度

| 委託業務従事予定者数(全体) | | 従事予定者の延べ人日(全体) | | 雇用・就業期間 |
|----------------|---------------|----------------|---------------|---------|
| うち 新規失業者数 | うち 新規雇用失業者 | うち 新規雇用失業者 | うち 新規雇用失業者 | |
| 10人 | 9人 | 465人日 | 435人日 | 平均48日 |

平成26年度

| 委託業務従事予定者数(全体) | | 従事予定者の延べ人日(全体) | | 雇用・就業期間 |
|----------------|---------------|----------------|---------------|---------|
| うち 新規失業者数 | うち 新規雇用失業者 | うち 新規雇用失業者 | うち 新規雇用失業者 | |
| 10人 | 9人 | 1,167人日 | 1,077人日 | 平均120日 |

事業全体

| 委託業務従事予定者数(全体) | | 従事予定者の延べ人日(全体) | | 雇用・就業期間 |
|----------------|---------------|----------------|---------------|---------|
| うち 新規失業者数 | うち 新規雇用失業者 | うち 新規雇用失業者 | うち 新規雇用失業者 | |
| 10人 | 9人 | 1,632人日 | 1,512人日 | 平均168日 |

イ 原則として、総事業費に占める新規雇用者の人件費割合が事業計画において、2分の1以上であること

(平成25年度、平成26年度それぞれ要件を満たしていること。)

ウ 新規雇用者一人平均の計画実労働日数は45日以上とする。

エ 人件費等の経費については、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準を設定する。

(2) 雇用・就業の実績報告等

受託者は、委託業務終了後に、雇用・就業等に関する実績報告書を別途指示する様式で提出すること。

(3) 雇用に関する留意事項

ア 平成26年3月1日までに雇用を開始すること。かつ、原則として新規雇用者は兩年度とも同一の者とする。

イ 新規雇用者である失業者は、原則として事業実施時点で、道内に居住している者とする。

ウ 労働者を新規雇用する際に、受託者が本人に、失業者であることを確認すること。

エ 雇用に当たって、過去に緊急雇用創出推進事業(起業支援型地域雇用創造事業に限る。)に従事していた場合は、通算で1年以内とすること。

オ 事業の実施を通じて、新規雇用者(失業者)が、様々な知識やスキルを身につけられるよう配慮すること。

カ 委託事業の終了後においても、新規雇用者(失業者)の雇用の継続が図られるよう努めること。

キ その他「緊急雇用創出推進事業実施要領」(平成25年3月15日施行)を承知し、遵守すること。

7 審査基準

審査は次の項目について評価することとしており、この点に留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 事業者の業務遂行能力

ア イベント企画や広告制作等の豊富な経験があるなど業務の実施に関して専門的な知識・ノウハウを有し、管内の資源情報に精通しているなど業務を円滑に遂行できる能力があるか。

イ 総括責任者、業務担当者の実績に問題はなく、業務を実施するに当たって、必要な業務処理体制となっているか。

ウ 発注者との協議、打合せを適切に考慮し、かつ、業務を効率的に実施できるスケジュールとなっているか。

エ 雇用等の計画が緊急雇用創出推進事業に係る要綱・要領等の要件を満たしているか。

(2) 企画提案内容

ア 十勝の地域資源情報発信事業

・「とちかち豚井振興局」のホームページのリニューアルについて、動画の掲載等によるPRコンテンツの充実が図られているか。

・十勝の地域資源をまとめたDVD等の情報発信媒体の作成などにより十勝の地域資源が効果的にPRされているか。

・十勝の「食」をはじめ、例えば「景観」や「モール温泉」等の豊かな地域資源を幅広く情報発信するための創意工夫を凝らした内容となっているか。

イ 「ぶたどんまん」を活用した十勝の地域資源PR

・十勝管内、管外で開催されるイベント等において、「ぶたどんまん」を効果的に活用したプロモーションとなっているか。

・「ぶたどんまん」を活用したグッズが、イベント来場者や観光客にも受け入れられるクオリティの高い内容となっているか。

ウ 「食の拠点」発信フォーラムの開催

フォーラムの組み立てや周知方法が的確であり、多くの参加者が見込まれる内容となっているか。

(3) 継続的な雇用・就業機会の創出

地域のニーズに応じた人材育成を行うこと等により、失業者の雇用の継続が期待できる内容となっているか。

8 手続き等

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望される場合は、「参加表明書作成要領」に基づき、参加表明書及び添付書類を提出してください。

ア 提出書類：参加表明書、添付資料(登記簿謄本(写)、納税証明書等)

イ 提出部数：1部

ウ 提出期限：平成25年12月18日(水)午後5時必着

- エ 提出場所：帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課
オ 提出方法：持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）により提出することとし、ファクシミリ等によるものは受け付けません。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

(2) 企画提案提出要請書の送付

参加要件を満たし、企画提案書を提出することができる事業者には、「企画提案提出要請書」を送付します。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により参加資格がないと認められた理由について説明を求められます。

なお、書面は次の提出先に持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）により、提出してください。

提出先：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課

イ 理由の説明は、説明の求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない）に書面により回答します。

(4) 企画提案書等の提出

道から提出要請を受けた事業者は、「企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書等を提出してください。

ア 提出書類：企画提案書、付属資料

イ 提出部数：企画提案書、付属資料とも6部

会社名を記載したもの……1部（左綴じせず、ダブルクリップ等で留める）

会社名を記載しないもの…5部

ウ 提出期限：平成26年1月6日（月）午後5時 必着

エ 提出場所：帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課

オ 提出方法：持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）により提出することとし、ファクシミリ等によるものは受け付けません。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

(5) 企画提案書に関するヒアリング

企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知します。

企画提案書提出者が多い場合には、書類選考によりヒアリング参加者を5者に制限します。

ア 日 時：平成26年1月8日（水）予定

イ 場 所：十勝総合振興局会議室

9 選考方法

7の審査基準及びヒアリングの結果を踏まえ、最良の提案をした者を選定します。

10 委託契約に関する基本的事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

(2) 道は受託者に対して、道がこれまで取りまとめた資料について可能な限り提供する。

(3) 受託者は事業報告書を道へ提出する。道はこれを受けて検査を行い、報告書が契約上の要件を満たしていれば委託料の支払いを行う。

11 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円を使用すること。

(2) 契約書

別途作成する。

委託契約期間

平成25年度～契約の日から平成26年3月31日まで

平成26年度～平成26年4月1日から平成25年度契約日から1年目の前日まで

(3) 無効となる参加表明書、企画提案書

企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となる場合があります。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 審査結果の通知

企画提案書の採否は書面により通知します。

(5) その他

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- イ 成果品に関して生ずる著作権については、道に帰属させるものとする。
- ウ 業務の実施に際し、著作権・肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において、必要な権利処理を行うものとする。
- エ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とします。
- オ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用することはありません。
なお、公平性、透明性、客観性を期するため、特定された者と契約を締結した後は、提出された企画提案書等を公表することがあります。
- カ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがあります。
- キ 各提出書類の提出後の差し替え及び再提出等は認めません。
- ク 提出された全ての書類は返却しません。
- ケ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなします。また、企画提案ヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなします。
- コ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとしします。

1.2 問い合わせ先

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課（担当：多賀、真鍋）

TEL：0155-27-8521（直通） FAX：0155-22-0185